

令和5年度 第12回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年3月7日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第40号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第41号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
4 番 松本 茂	5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸	8 番 平井 豪	9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美	

農地利用最適化推進委員

西村 盛一	田上 安幸	外村 和彦	井芹 康雄	坂本 導成
松野 文男	上村 敦之			

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 松永 博文 伊佐 浩二

8. 議事録署名人

9 番 草場竜一郎

10 番 本田 廣正

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 川端 励志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第12回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長のほうから御挨拶をよろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、お疲れです。まず、初めに先月の29日だったですかね、最適化推進委員の研修大変お疲れでございました。それらをうたいながら事務局といたしましても、圃場地図あるいは地域計画等々を作っていく予定です。

それから皆さん御承知のように、今、国会が行われております。特に農業新聞等を取っておられる方は目にされておると思いますが、私もちょっと読みまして、1961年に日本の農地が約610万ヘクタールあったと、ところが最近、30年にはそれが430万ヘクタールまで減っていますよということですね、農地がだんだん減っていくということで非常に厳しい農政が強いられておると。その中で食料安全保障がうたわれておりますが、その430万ヘクタールで食料の安全保障をやっていくのはいっぱいいっぱいだ、こういうような見解を大臣は持っております。

したがって、それらを受けて、今国会で議論されております農地法の改正があり、あるいは農振法の改正が出てきているというふうに私は理解をしているところです。

したがって、私たちが行っております転用関係、これらにつきましてもですね、今後出てくるものについては今までより厳しくなっていくって、国の改善も厳しくなるというようなそういう文調で書かれております。

以前にもお話ししたと思いますが、食料自給率がなかなか上がらないということ

で、会計が検査をして横やりを入れております。私は前回平成16年と申したと思いますが、もしくは平成17年度から22年までの農林水産関係の予算が16兆円使っておりますにもかかわらず全然上がっていないじゃないかというようなことで、会計が横やりを入れておりまして、あわせて、財務省も交付金の関係は面積払から数量払にしなければと、ばらまきじゃないかというようなところで横やりを入れておりまして、今度は法の中には、その会計の検査の指摘を受けたかと思いますが、年に1回は必ず検証するという、こういう内容も盛り込まれていくようであります。

したがいまして、皆さんも常日頃、農業新聞を取っておられますので、それらに目を通して、注視をしていただければと思います。

5月の末から全国の農業委員会の会長それから事務局長研修が東京で行われております。したがいまして、今言った内容につきましては、私は国のほうに甲佐町農業委員会の代表として、農業者の代表として、国会の先生方には常々発言をしておりますが、今回はよく指摘をしながら、理論的に意見を申し上げていきたい、内々はこのように思っております。

本日は今年最後の委員会であります。3条関係、5条関係それから基盤強化と、それに非農地関係が用意しておりますので、皆さんの御意見を踏まえながら、よろしく願いをいたしまして、本年度最後の御挨拶といたします。大変お疲れでございます。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、9番委員の草場竜一郎委員、それから10番委員の本田廣正委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速議案審議に入ります。

議案第40号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 1ページをお願いいたします。

議案第40号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年3月7日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。2 ページをお願いします。

番号 1 番について審議したいと思います。

11番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。

○ 1 1 番 11番委員の中村です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

申請土地は赤色の部分です。こちらに乙女小学校がございまして、今回の申請地は乙女小学校から南へ約660メートル、3筆がこのように点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、11番委員の中村委員から、農地の使用貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○ 1 1 番 11番委員の中村です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され了承を得られたので、申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は280日程度あり、取得後の農業を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上で終わります。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○ 5 番 5番委員の伊豆野です。先月の2月27日に、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字南三箇に3筆あります。申請地には、みかんの栽培を計画されています。周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま5番委員の伊豆野委員から現地調査の報告、また、11委員の中村委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

それでは、意見もないようであります。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに国道443号線が通っておりまして、こちらが甲佐高校です。今回の申請土地が甲佐高校から南西へ約300メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして5番委員の伊豆野委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思います。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数が150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、終わります。

会 長 現地調査を行っております。6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。先月の2月27日に、会長、伊豆野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は大字大町にある農地1筆です。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 それでは、ただいま 6 番委員の五嶋委員から現地調査の報告、また、5 番委員の伊豆野委員から、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

河嶋委員、どうぞ。

○ 1 2 番 新規就農となっていますけども、耕作面積は 1 反半やら、新規就農になっている。

会 長 事務局、何か回答できますか。

事務局 家庭菜園として今まで野菜づくりをされていたんですけども、今回、事業を継承してでの所有権移転になっておりますので、新規就農という形で明記しました。

以上です。

会 長 よろしいですか。河嶋委員。

○ 1 2 番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。議案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号 2 番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

事務局 1 点訂正をさせていただいてよろしいですか。申し訳ございません。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 番号 2 番の申請人の方の耕作面積を、先ほど伊豆野委員から 6,286 平米とあったんですが、申し訳ございません、修正します。5,277 平米です。申し訳ございません。

会 長 よろしいですか、皆さん、訂正。

事務局 続けて、基盤強化の申請番号が 17 番の耕作面積、申し訳ございません。15 ページの申請番号 17 番の方の耕作面積も 5,277 平米です。

会 長 皆さん、修正できましたか。

それでは、続きまして、番号 3 番について審議をいたします。

1 番委員の境委員から説明をお願いします。

○ 1 番 1 番委員の境です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。5 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに日和瀬橋、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございまして、今回の申請土地は、桜の丘から東へ約835メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、1番委員の境委員から農地の所有権移転（無償）について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。今回の申請は、申請人が相手方の農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題がないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。先月の2月27日に、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字東寒野にある農地1筆です。申請地には花木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれはないことを報告いたします。

会 長 ただいま5番委員の伊豆野委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

境委員、どうぞ。

○1番 現地調査を行ったんですけど、そのときですね、事務局のほうに花木の種類のほうを訪ねたと思うんですけど。田が南側にあるもので、あまり高くなると下のほうに影響があるかなと思ってますけど。

会 長 事務局。

事務局 説明いたします。

高さは高くても1メートルぐらいにしかないもので、種目をお聞きしたんですけど、ちょっと名前はうろ覚えということでちょっとお伺いはできてません。

○1番 じゃあ、低木っていうもの。

事務局 生け花をするときに、立てるぐらいの細くて短いものだとということで伺っております。

○1番 じゃあ、影響は問題ないということ。

事務局 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、議案第41号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、6ページをお願いいたします。議案第41号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年3月7日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、7ページをお願いします。

議案第41号、農地法第5条許可申請書審議調書番号1番を審議したいと思います。

それでは、12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。それでは番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、お手元の資料8ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

まず、左側に下から上に国道443号線、そして左側に緑川団地、右に龍野小、真ん中付近に下横田町営住宅、そして赤く示しているのが今回の申請場所で、その隣接するこちらが既存施設、ちょっと地図のほうには写っておりませんが、既存施設の作業場がこちらのほうにございます。

ちなみに、この農地の案件につきましては、昨年11月第8回の定例会総会において、農振除外について諮問が農振協議会からあっておりまして、農振からは除外し

でも問題ないという回答をしておるところでございます。そして、今回出てきた件につきましては、農振除外の手続が完了したということで、転用申請の許可申請が上がってきたということで補足の説明をいたさせていただきました。

以上です。

会 長 それでは、続きまして転用申請に係る可否の判定について、12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題ないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請にかかる可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、農地の広がり10ヘクタール以上で、公共投資の対象となった農地であるため、第1種農地に該当します。

②については、第1種農地の転用は原則許可できませんが、第1種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当するため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、土砂の流出がないよう十分配慮して造成するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請地は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。先月の2月27日に、会長、伊豆野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字下横田字日焼にある農地1筆で、第1種農地に該当します。例外規定の既存施設の拡張に該当するため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま6番委員の五嶋委員から、現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号に該当するものの、例外規定に該当するため転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員、どうぞ。

○1番 先ほど事務局のほうから1種農地であるんだけど農振除外ができる。その除外を許可する組織というのは町の組織なんですか。県の組織なんですか。

事務局 町です。甲佐町農振協議会というところです。

事務局長 その他は県。

事務局 転用は県知事の許可になりますけれども、農振区域からの除外については町になります。

○1番 承認ですか。

事務局 承認です。県の同意を得て、除外する。

○1番 まず、1種の場合はそちらのほうに諮問をするということね。

事務局長 1種以外でも、1種でも3種でも農振農用地から除外する場合には、町の農振協議会に対して申請をして、農振協議会で判断をします。1種農地の場合は先ほど事務局から説明もありましたけど、基本的に農振除外もできませんけれども、例外規定でできる場合があって、その町の農振協議会で判断をして、それから県のほうに同意を求めます。県のほうが同意します、承認しますということがあって、初めて効果が発生するということになるわけです。

会 長 私が挨拶の中で冒頭申したと思いますが、農振法の改正、今言ったような内容の改正が取られていると。さっき言ったのはそういう部分です。厳格になると。

○1番 じゃあ、町の段階で厳格化が。

会 長 それも国からのあれで、どうなるか分かりませんが、今までのあれと、そういうことなんです。

ほかに何か御意見ございますか。

本田さんか、外村委員ですね。

推進委員 前に一遍あったと思うばってんが、これは今、写真は新しかですか。

事務局 これは2月二十。

推進委員 これは場所が違うでしょ。

事務局 いえ、右手、こちらが既存設備です。その下手のこの1枚が今回の申請地。

推進委員 ああ、そうね。地図ばちょっと見せてください。

事務局 こちらが今、倉庫と作業場が建っている場所です。

推進委員 ああ、ここが今建つとところ。

事務局 そうです。そして、その隣、今、写真で見ていただいたところが今回転用申請というところで。

推進委員 だけん、これ違うとね、地図が。大分昔の。分からんわ、新しいのでないと。だけんほら、またあそこが建てると。また建てるというか。すみません。要らんことした。

会 長 外村委員、よろしいですね。

推進委員 はい。

会 長 ほかに御意見ございませんか。

 ほかにはないようでございます。

 それでは、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。

 それでは、番号1番については、当農業委員会としましては許可相当の意見をし
て県のほうへ送付をしまいたします。

 続きまして、番号2番について審議します。

 それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。それでは番号2番について説明いたします。

 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用
の理由を読み上げ)

会 長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

 地図につきましては、お手元の資料9ページのほうに添付しておりますけれども、
前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

 まず、上から斜め左に九州自動車道、こちら下のほうが下り、そして右こちらに
下り線の緑川パーキングエリア、府領の集落、その端っこのほうにこの赤く記した
場所、こちらが今回転用申請の上がった農地になっております。

 場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明
をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。それでは説明します。

 今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設する
ために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内
容を農地法に照らし問題がないかどうか説明いたします。

 それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請にかかる可否の判断」を御覧
ください。

 ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

 農地の状況としては、農地の広がり10ヘクタール以下で、公共投資の対象とな
っていない農地であるため、第2種農地に該当します。

 ②については、第2種農地の転用は申請農地に代えて周辺の他の土地を供するこ
とにより、当該事業の目的を達成することができると認められる場合は原則許可で
きないとされておりますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思

います。

③については、資金計画書、保証引受承諾書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、敷きならし程度の造成とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請地は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。先月の2月27日に、会長、五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字府領字北原にある農地1筆で、第2種農地に該当します。ほかに代わる適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま、5番委員の伊豆野委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員、どうぞ。

○1番 先ほどの敷地の下に白い線があったんですが、あれは道になるんですか。

事務局 これですか。

○1番 はい。

事務局 道路です。

○1番 道路ですか。5メートルぐらい。

事務局 いえ、3メートル50ぐらいです。

○1番 じゃあ、道沿いにそれがあると。

事務局 そうです。周りが住宅が入っております。住宅に挟まれて囲われた区画にございます。

以上です。

○1番 はい。

○2番 静かなところですか。

○1番 道がなければ、もし鍵とか。

○2番 ああ。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をまいります。

それでは、続きまして、議案第42号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、10ページをお願いいたします。議案第42号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和6年3月7日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いいたします。

甲農第2046号、令和6年2月26日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町町長、甲斐高士。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の12ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和5年度第12回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定につきましてはございません。

賃借権の新規について、3年の田が7筆の10,460平米、5年の田が10筆の1万2,673平米、6年の田が4筆の7,662平米、10年の田が28筆の3万1,622平米、10年の畑が2筆の2,216平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。

使用貸借権の新規につきましては、10年の畑が3筆の391平米となります。

このため、今回利用権設定の合計は、田が49筆の6万2,417平米、畑が5筆の2,607平米となります。

その他所有権移転について、田が4筆の4,341平米となります。

委員の皆様には審議いただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上となります。

会 長 それでは、13ページをお願いします。議案第42号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議をいたします。

番号1番、番号2番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらが県道嘉島甲佐線でございます、右手側に芝原集落、左手側に吉田集落がございまして、こちらが熊本ダイハツ株式会社さんです。今回の申請番号1番の位置ですが、こちらに1筆と芝原集落、ダイハツさんのところの間にもう1筆あります。

番号2番の申請地につきましては、吉田集落と県道嘉島甲佐線のちょうど間ですね、こちらに1筆ございます。合計5筆がこのように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番、2番の相手方が認定農業者で、主に米、麦、大豆、ニラの作付をされております。今回の申請地には、米、麦、大豆の作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 今、2番の小作料の件だけど、税金申告は1万4,500円よね。JAは1万2,600円やったと思うんですよ、今年は。じゃあ、それはどうやって判断されるんですか。払われるんですか。

会 長 はい。

事務局 そのこのところも確認をしたんですけども、毎年の標準価格ということでJAが出してらっしゃるお米の金額と町が出している標準賃金の額と精査して。

○10番 それを割るわけ、2で。

事務局 相手方と協調して。

○10番 町のやつは今年はでたらめだったのよね。

事務局 毎年金額は変動するということで聞いてます。

○１０番 うん。変動するけど、特にＪＡはこんなに変動してないんですよ。町のやつは今年は極端に１万４,５００円だったとよ、保有米が。かなり差が出たんです。ただね、ＪＡの場合は。

ＪＡは、いいですか。ＪＡは仮払いなんですよ。年度が終わって３月が来ないと本当のことは出ないです。ただ、今のところ、米は売れてないけん、補填はありません、来年の。

事務局長 本田委員、今の説明の補足ですけど。標準小作料を、農業委員会のほうで定める標準小作料とＪＡのやつですという。

○１０番 そちらのほうね。税金のほうじゃなくて。

事務局長 税金の白色申告とか一俵いくらかのあの金額じゃない。

○１０番 あれは１万２,０００円。

事務局長 あれはちょっと高くなってると思います。

○１０番 それは農業委員会で１万２,０００円。

事務局長 はい。そことＪＡの単価で何かというふうな説明だそうです。

○１０番 なんかややこしい。

事務局長 ややこしいですね。

○１０番 もう１万２,０００円で決まり。単価は決まり。変動制にすると難しいだね。

会 長 それは本人のあれですからね。

○１０番 そうそう。

会 長 本田委員、よろしいですね。

○１０番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

境委員、どうぞ。

○１番 今回の農業経営基盤強化の項目が大体１万平米の集積になっているんですけど、これは前作の小作さんがやめられてその分を全部受けるというふうに判断するのか。

会 長 事務局、その付近分かりますかね。

事務局 質問をもう一度申し訳ございません。

○１番 大体１万平米の土地が集まっとるじゃないですか。これは前ここにおられた小作さんがやめられた分がそのままになっているということですか。

会 長 誰か。上村委員、どうぞ。

推進委員 先日聞いた話ですけど、今まで耕作しておった分を本人が亡くなったから、正規でこれを出したということです。

会 長 よろしいですね。境委員。

○１番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

 それでは、ほかにはないようでございます。

 それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。番号 1 番、2 番については原案のとおり承認をいたします。

 続きまして、番号 3 番、4 番、5 番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

 事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

 こちらに国道443号線が熊本市方面に走っておりまして、こちらが甲佐大橋です。

 番号 3 番の申請地は、こちらに町民センターがございまして、町民センターから南へ100メートルのところに 1 筆、町民センターから北東へ230メートルのところに もう 1 筆ございます。こちらが番号 3 番の申請地です。

 番号 4 番の申請地は、町民センターの周辺にございまして、こちらに 1 筆、もう 1 筆がこちら端っこのほうに 1 筆ございます。

 番号 5 番の申請地は、町民センター周辺に隣接しておりまして 5 筆、竜野川を越えた町民センターから北へ300メートルのところに、このように 4 筆点在しております。

 次に、相手方の状況について説明いたします。

 番号 3 番、4 番、5 番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用米の作付をされています。今回の申請地には、米、野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か質問ございませんか。

 それでは、質問もないようでございます。

 それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。番号 3 番、4 番、5 番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、14ページをお願いします。

番号6番、7番の相手方は同一なので、一緒に審議したいと思います。

番号6番、番号7の相手方は、農事組合法人元白旗で、私はその法人の役員をしているところです。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限がありますので、私がこの規定に該当しますので、私は審議が終わるまで退席をいたします。議事の進行につきましては、清住職務代理者をお願いをしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

(岡本会長退出)

職務代理者 職務代理者の清住です。ただいま会長から説明ありましたが、規定の定めにより会長が議事の進行できませんので、会長に代わりまして議事の進行をさせていただきます。

それでは、番号6番、7番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが県道嘉島甲佐線でございます、こちらにネッツトヨタさん、木村のあられさん、こちらがJAのガソリンスタンドがございます。今回の番号6番の申請土地なんですが、ネッツトヨタさんから南へ240メートルのところに1筆、JAのガソリンスタンド横のところにもう1筆ございます。番号7番の申請地の位置の説明なんですが、こちらに日立物流さんがございまして、その裏手に1筆、日立物流さんから南へ400メートルのところにもう1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番、7番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされていきます。今回の申請地には麦、大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

職務代理者 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員ということで確認いたしました。それでは、番号6番、7番については、原案のとおり承認いたします。

岡本会長の入室をお願いします。

(岡本会長入室)

会 長 御迷惑をおかけしました。

それでは、番号 8 番から 15 番まで、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに日和瀬橋、こちらが桜の丘となりまして、今回、申請番号 8 番の申請地は、日和瀬橋から南東へ約 380 メートルのところに 1 筆、番号 9 番から番号 13 番の申請地につきましては、このように隣接しております。また、番号 14 番の申請地は、日和瀬橋から東へ約 900 メートルのところに 1 筆ございます。番号 15 番の申請地は、2 筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号 8 番から番号 15 番までの相手方は認定農業者で、主に加工用米の作付けをされています。今回の申請地にも加工用米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員、どうぞ。

○ 1 2 番 番号 10 番の方の耕作面積が若干おかしくはなかろうかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それともう 1 点、番号 8 番と番号 15 番の単価の差がえらくありますがこれはどうしたものでしょうかと思ひましてお聞きしました。

会 長 事務局、回答できますか。

事務局 単価の差については、この企業さんにお尋ねしたんですけれども、その、例えば用水、排水の状況であったり、その圃場の形状等によってランクをつけて、向こうのほうで一定の基準でされているということです。

面積は。

事務局 申請人のほうの面積ですか。

○ 1 2 番 3 条申請のときに 340 平米足してないみたいな感じですけども。

事務局 それはまだ結果が出る前の段階ですので、数値としてはこれで正しいと思われま

す。

以上です。

会 長

よろしいですね。

そのほかに何か御意見。

境委員、どうぞ。

○1番

この農地は例の農地だと思うんですけども、どのような流れで譲受人と交渉が持たれたのか、その辺伺います。

会 長

事務局、どうぞ。

事務局

譲受人のほうの、加工用米を増産されたいということで、規模拡大を図っていきたいというところで今回申請になっています。どのような経緯でということなんですけれども、間に農業委員さんとか、貸したいとおっしゃる方の声を反映して。

推進委員

この案件は●●●さんのほうから依頼を受けまして、どこか空いとうところはなかりうかということで話して、大体東寒野、西寒野地区は今かなり余っとなって、作り手が若干減ってきたもんですから、その分が余っとるだろうと。それを一応●●●さんのほうに紹介いたしまして、これでよかならということで、その先は●●●さんと地主さんが相互に話し合っただけと。

以上です。

会 長

ありがとうございました。そのほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番から15番につきましては原案のとおり承認をしたいと思います。

続きまして、15ページをお願いします。

番号16番、17番、18番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思いますが、番号16番、17番、18番の相手方は5番委員の伊豆野委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに国道443号線が走っておりまして、こちらが甲佐高校です。今回の16番の

申請地の位置ですが、甲佐高校から西へ約440メートルのところに2筆隣接しております。次に、番号17番と18番の申請地について説明いたします。こちらが大町集落でございまして、大町集落の西側に3筆、東側に3筆、18番の申請地になっております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号16番、17番、18番の相手方は認定新規就農者で、主に米、麦、大豆、タマネギの作付けをされています。今回の申請地には米、野菜の作付けを計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 16番の10アール当たりの単価ですね。この書き方、どうしてこうなりますか。11アール当たりに。

事務局 失礼いたしました。大変申し訳ございません。記載ミスでございます。10アールです。

会 長 境委員、よろしいですか。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号16番から18番については原案のとおり承認をいたします。

それでは続きまして、番号19番について審議したいと思います。番号19番の相手方、譲受人は伊豆野委員だから、退出を願ってますので、そのまま、それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが国道443号線でございまして、こちらに甲佐高校がございまして。今回の申請地は、甲佐高校から南西へ約190メートルのところに1筆ございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号19番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。

今回の申請地には米の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
境委員、どうぞ。

○1番 上の譲受人と親戚と思われますけど、どのような理由で分けられたのですか。
事務局 事務局から説明いたします。まず今回の申請番号19番のほうなんですが、対象の申請農地が、隣が譲受人の方の御名義の農地がありまして、あぜを倒して耕作したいということで考えられたということで、あえてお父様と分けられて申請されています。

以上です。

会 長 境委員、よろしいですか。
じゃあ、中村委員。

○11番 耕作面積が前回の分よりも大分減ったとですよね。5反7畝になっとうけんですね。

会 長 何の面積ですか。

○11番 前回の、前のとを見たら、5町1反になっとう。

○10番 ここにまるまるが抜けとるだけたい。

表記の仕方がおかしいんですよ。まるまるが入ったらんとですよ。

会 長 中村委員、よろしいですか。

それでは、次に河嶋委員どうぞ。

○12番 これも多分記載ミスだろうとは思いますが、19番の10アール当たりの単価が1万円となっておりますけれども、計算したら1万2,000円ぐらいになるんじゃないかと思います。2万8,944円となっております。

会 長 事務局、確認してください。

事務局 大変失礼しました。計算しましたところ、10アール当たりの単価を1万2,000円ということですよ。すいません、訂正方、よろしくお願いします。

○10番 単価の額が違うということですね。

事務局 はい。すみません。

○12番 対価はこのままですね。

事務局 はい、単価です。失礼しました。

会 長 よろしいですね。

そのほかに何か御意見はございませんか。

事務局 修正をさせていただいてよろしいでしょうか、申し訳ございません。確認したと

ころ、単価が合ってます。1万円です。対価が2万4,120円です。

事務局長
会 長

失礼しました。

1万は間違っていないそうですから。いいですね。

ほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号19番については原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、16ページをお願いします。

番号20番、21番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件の相手方は13番委員の緒方委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(緒方委員退出)

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。まず、申請番号20番の申請土地の位置について説明いたします。こちらが甲佐大橋、こちらに国道443号線が走っておりまして、番号20番の申請土地は、甲佐大橋から約850メートルのところに2筆。続きまして、番号21番の申請地の位置は、甲佐大橋から西へ約520メートルのところに2筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号20番、21番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地には米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員、どうぞ。

○12番

10アール当たりの単価が70キロと63キロとなっていますけれども。

会 長 事務局、回答をお願いします。

事務局 双方でお互いに話し合いをされて、賃借料等はされていますので。

事務局長 すいません、私から説明します。おのおのの賃料について、多分、20番の方について小作料として120キロと。21番の方については240キロということで申請が出されましたので、これを単純に10アール当たりで割り戻して、ここにキロ数で書いてあるというところです。

以上です。

会 長 よろしいですか。

そのほかに何か御意見はありませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号20番、21番については原案のとおり承認をいたします。

緒方委員の入室を認めます。

(緒方委員入室)

それでは続きまして、番号22番から番号25番につきましては相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、申請番号の申請土地について説明いたします。こちらに田口橋、こちらに森川健康堂がございまして、森川健康堂から南西へ420メートルのところに22番の申請地がございまして、また、番号23番の申請地は、森川健康堂から西へ約600メートルのところに1筆、森川健康堂から北西へ約1,100メートルのところにもう1筆ございまして、続きまして、番号24番、25番の申請地について説明します。こちらに田口の五差路がございまして、番号24番の申請地は、五差路から北東へ220メートルのところに1筆。五差路から南東へ170メートルのところにもう1筆ございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号22番から番号25番までの相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地には米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
本田委員、どうぞ。

○10番 25番の福富1178。これ、まだ田んぼになっとんですよ。前、調査があつて、この付近は畑に変わつとところが結構あるんです。3年か4年くらい前に。田んぼになつてゐるから。見に行ったんでしょ。1178、福富。

会 長 事務局。
事務局 行かせていただいたんですが、今おっしゃったとおり、震災後の2回目の地籍調査をされて、地目変更の予定ということをおっしゃいましたが、今現在はまだ登記上は済んでませんので、田んぼのまんまです。調査された区域全部がまだ現状のままで、登記は完了してないようです。

○10番 今、水が流れてないけん、ここを畑に変えるという話になつてたんですね。
会 長 本田委員、よろしいですか。今、説明があつたとおりで。
そのほかに何か御意見はございませんか。
それでは、ほかにはないようでございます。
採決を行います。原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号22番から25番までについては原案のとおり承認をいたします。
それでは続きまして、17ページをお願いします。
番号26番について審議したいと思います。
この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
こちらに国道443号線が走っておりまして、こちらが町民センターでございます。町民センターから南へ約120メートルのところに1筆。竜野川を越えまして、奥名工業さんから東へ約130メートルのところにもう1筆ございます。また、1筆あけました町道沿いに番号27番の申請地が1筆ございます。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号26番についての説明があつたところです。
それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号26番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号27番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに国道443号線が走っておりまして、今回の申請地は、こちらにコウサ生コンクリートさんがございまして、その裏手にあります。町道沿いに1筆ございます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号27番についての説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員、どうぞ。

○1番 先ほどもそうなんですけど、10アール当たりの単価ですね。この辺の地区の相場がこういうふうだっというような形で思っていていいのか、それとも、これはこれだけで、お互いの取引だけこんな形なんですか。ただ、相場的にはこういう流れですよという感じなんですか。

会 長 そのほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号27番については原案のとおり承認をいたします。

じゃあ、最後の案件になりますので、あと1件ですので、もうしばらく辛抱願いたいと思います。このまま続行いたします。

それでは、その他の報告事項、非農地証明願の可否の判断についての報告ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、27ページをお願いいたします。

非農地証明願について、農地法第2条第1項の規定に基づき、非農地証明願がありましたので、農地管理部会により現地調査の上、農地に該当するか否かを判断なされましたので、報告をいただくものです。

以上です。

会 長 それでは、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 御説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、お手元の資料28ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

真ん中上のほう、こちらが森川健康堂、田口橋で、県道御船甲佐線がこのように通っております。県道宇土甲佐線が右から左、田原のほうに行っておりまして、こちらに下田口の集落がございます。その中で、こちら、赤く示しております場所が今回、非農地証明願が出た場所になります。

場所については以上でございます。

会 長 それでは、現地の状況につきまして、非農地の判断に係る可否の判定について、農地管理部会長である8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。それでは説明します。

今回の非農地証明願は、所有者から農地として復元することが困難で、復元しても継続して利用することができないため、非農地証明書の交付を申請されたものです。

先月の2月27日に会長、伊豆野委員、農地管理部会の五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は大字田口字福富にある農地1筆で、農地の状況としては、農地全体が長年管理されておらず、雑木、竹等が生い茂り、森林の様相を呈した状況でした。

このことにより、今回申請の土地の状況を非農地証明の基準に照らし合わせた結果、非農地証明基準の3、荒廃農地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地できない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地で、アのその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われるため、農地法第2条第1項の規定にある農地には該当しないと判断いたしました。

また、非農地証明をしたことにより周囲の営農に支障はないと思われます。

以上、報告を説明を終わります。

会 長 ただいま、農地管理部会長で8番委員の平井委員から現地の状況報告、また、非農地証明の基準に照らし合わせた結果、農地には該当しないと判断したとの報告があったところです。

このことにより、当委員会は非農地として証明することといたします。

以上です。

以上で本日予定をいたしました案件は全て終了いたしました。あとは事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長 ありがとうございました。議案は以上でございます。

それでは、長い間お疲れさまでした。これをもちまして、第12回定例農業委員会
総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

9 番

10 番